

## 平成22年度 第2回人事委員会会議結果

### 1 開催日時

平成22年5月14日（金）午前10時03分～午後1時15分  
（午後0時38分から43分までの5分間中断）

### 2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

### 3 出席者

#### 【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	高橋敬一
委員	佐蔵絢子

#### 【事務局職員】

事務局長	西山秀雄	次長	加賀田啓
任用課長	西尾孝之	給与課長	稲田将
副主幹	新高謙一	副主幹	川口豊長

【傍聴者】 なし

### 4 議題

議案第1号 平成22年度鳥取県警察官採用試験（警察官A）の第1次試験合格者の決定について

議案第2号 職員の昇任選考について

議案第3号 選考により採用することができる職に係る承認について

議案第4号 一般任期付職員の採用の承認について

議案第5号 人事委員会規則の一部改正について

報告第1号 2010年度 賃金、労働条件改善に関する要求書について

#### 協議等事項

- 1) 人物試験の見直しについて
- 2) 全人連公平審査研修会の研究テーマの回答について
- 3) 不利益処分報告の取扱いについて
- 4) 県職員給与のあり方に関する知事部局等との意見交換の実施について

5) 教育職給料表一本化に係る教育委員会の取組現況について

6) 平成21年度時間外勤務の実態調査結果等について

5 議事の公開・非公開

議案第1号、議案第2号、議案第4号及び協議等事項を非公開とした。

6 議事

(1) 議案第1号

平成22年度鳥取県警察官採用試験（警察官A）の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

① 実施結果

試験区分	公告時採用 予定者数 (A)	申込者数 (B)	第1次試験 受験者数 (C)	第1次試験 合格者数	受験率 (C/B)	受験競争率 (C/A)
警察官（男性）	名程度 44	名 222	名 194	名 144	% 87.4	倍 4.4
警察官（女性）	4	52	43	16	82.7	10.8
警察官（男性） 〈武道〉	柔道 1	1	1	1	100.0	1.0
	剣道 1	1	1	1	100.0	1.0
合計	50	276	239	162	86.6	4.8

※第1次試験合格者の受験番号は、県庁本庁舎、東部・八頭・中部・西部・日野の各総合事務所  
の1階屋内掲示板に掲示し、併せて鳥取県人事委員会のホームページに掲載する。

② 試験日程

第1次試験	試験日	5月9日（日）
	試験会場	鳥取会場：県警察本部庁舎会議室、県庁会議室 米子会場：西部総合事務所講堂
	試験種目	教養試験（多肢選択式）、論文試験
	合格者発表日	5月14日（金）
第2次試験	試験日	6月7日（月）、8日（火）又は6月8日（火）、9日（水）（予定）
	試験会場	県警察本部庁舎会議室、県庁会議室、県警察学校
	試験種目	人物試験（集団討論及び個別面接）、適性検査、身体検査、体力検査、 実技（武道受験者のみ）
	採用候補者発表日	7月2日（金）（予定）

※第2次試験は、警察本部に委任して実施。

（注） 第1次試験で実施した論文試験の評価は第2次試験で行います。（第1次試験合格者のみ採点する。）

(2) 議案第2号

職員の昇任選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

(3) 議案第3号

選考により採用することができる職に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

- ① 申請のあった職  
理学療法士、言語聴覚士、講師（看護職員）及び船舶乗組員（機関士）

② 採用予定者数

職 種	採用予定者数
理学療法士	2名程度
言語聴覚士	1名程度
講師（看護職員）	2名程度
船舶乗組員（機関士）	1名程度

- ③ 採用予定日  
平成23年4月1日  
ただし、欠員の状況によっては、これ以前に採用することもある。

- ④ 申請理由  
育児休業者や退職者の発生等により今後欠員が予想されることから、採用者を確保する必要がある。

- ⑤ 選定方法  
知事部局において採用試験を実施する。

(1) 理学療法士

試験内容

【第1次試験】

- ・教養試験：公務員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験  
(短大卒業程度、多肢選択式40問)
- ・専門試験：専門的知識についての筆記試験  
(出題分野：解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学(地域リハビリテーション学を含む。)、臨床医学大要(人間発達学を含む。)、理学療法)  
(多肢選択式40問及び記述式3問)
- ・適性検査：職務遂行に関する適性についての検査

【第2次試験】

- ・作文試験：公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験  
(記述式1問)
- ・面接試験：個別面接による人物についての口述試験

受験資格

- ・昭和50年4月2日以降に生まれた人(平成23年4月1日時点で満35歳以下の人)
- ・理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第3条に規定する理学療法士の免許を有する人又は平成23年4月30日までにこの免許を取得する見込みの人

(2) 言語聴覚士

試験内容

【第1次試験】

- ・教養試験：公務員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験  
(短大卒業程度、多肢選択式40問)
- ・専門試験：専門的知識についての筆記試験  
(出題分野：解剖学、生理学、言語学、音声学、聴覚障害学、言語発達学、言

語発達障害学、高次脳機能障害学、臨床心理学、リハビリテーション医学(地域リハビリテーション学を含む。)、発達心理学)  
(多肢選択式40問及び記述式3問)

- ・適性検査：職務遂行に関する適性についての検査

**【第2次試験】**

- ・作文試験：公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験  
(記述式1問)
- ・面接試験：個別面接による人物についての口述試験

受験資格

- ・昭和50年4月2日以降に生まれた人(平成23年4月1日時点で満35歳以下の人)
- ・言語聴覚士法(平成9年法律第132号)第3条に規定する言語聴覚士の免許を有する人又は平成23年4月30日までにこの免許を取得する見込みの人

(3) 講師(看護職員)

試験内容

**【第1次試験】**

- ・教養試験：公務員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験  
(短大卒業程度、多肢選択式40問)
- ・専門試験：専門的知識についての筆記試験  
(出題分野：心理学、教育学、看護教育学、看護研究、保健医療福祉論)  
(記述式3問)
- ・適性検査：職務遂行に関する適性についての検査

**【第2次試験】**

- ・作文試験：公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験  
(記述式1問)
- ・面接試験：個別面接による人物についての口述試験

受験資格

- ・昭和35年4月2日以降に生まれた人(平成23年4月1日時点で満50歳以下の人)
- ・保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第7条に規定する看護師免許を有する人で、次の①又は②に該当する人(平成23年3月31日までに該当する見込みの人を含む。)
  - ① 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した人で、専任教員として必要な研修を修了した人、又は看護師の教育に関しこれと同等以上の学識経験を有すると認められる人
  - ② 保健師、助産師又は看護師として保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号)別表第3の専門分野の教育内容のうちの一つの業務に従事した人で、大学において教育に関する科目を履修して卒業した人又は大学院において教育に関する科目を履修した人

(4) 船舶乗組員(機関士)

試験内容

**【第1次試験】**

- ・教養試験：公務員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験  
(高校卒業程度、多肢選択式40問)
- ・専門試験：専門的知識についての筆記試験  
(出題分野：機関に関する科目)  
(多肢選択式40問及び記述式3問)
- ・適性検査：職務遂行に関する適性についての検査

**【第2次試験】**

- ・作文試験：公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験

(記述式1問)

・面接試験：個別面接による人物についての口述試験  
受験資格

- ・昭和45年4月2日以降に生まれた人(平成23年4月1日時点で満40歳以下の人)
- ・船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)第4条に規定する1級から5級までのいずれかの海技士(機関)の免許を有する人、又は平成23年3月31日までにこの免許を取得する見込みの人

⑥ 人事委員会の判断(案)

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職である。

選定方法について、適当であると判断する。

【質疑】

委員

理学療法士の免許は短大卒でないととれないのか。そうだとすると学歴要件はいらないということか。

事務局

短大卒程度としているのは、初任給の基準が短大卒程度として算定しているため、試験問題を短大卒程度としていることを示しているもの。学歴として特に求めてはいない。

(4) 議案第4号

一般任期付職員の採用の承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成22年5月10日付で鳥取県教育委員会から、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項に基づき、下記のとおり採用承認申請があり、審査したところ採用予定者は法令に定められた専門的な知識経験を満たしていると認められるため、申請のとおり承認しようとするもの。

① 採用予定職(所属部課名)

文化財主事(埋蔵文化財センター)

② 業務内容

山陰道建設に係る埋蔵文化財の発掘調査業務

- ・遺物の内容確認調査
- ・調査成果報告書の作成

③ 採用予定者の専門的な知識経験(資格、経歴、実務の経験等)の内容

最終学歴	専門的な知識経験の内容
鳥取大学教育学部 平成元年3月卒	平成18年4月から現在まで、鳥取県埋蔵文化財センターの発掘調査員(臨時的任用職員及び非常勤職員)として、県内の埋蔵文化財発掘調査業務に従事。

④ 採用予定者を当該業務に当該期間を限って従事させる必要性及び根拠規定

- ・今後、山陰道建設工事に係る発掘調査業務が増加する見込みであり、この期間に限って専門的な知識経験を有する職員が一定人数必要となるが、専門的な知識経験を持たない職員を育成していたのでは今回の発掘調査業務が計画どおりに進まないため、任期付職員を採用して対応する必要がある。(今回の採用は、平成21年度に7名の任期付職員を採用したが、そのうち4名が任期途中に辞職したため、補充しようとするもの。)

・任期付職員採用等に関する条例第2条第2項第1号に該当

⑤ 任用予定期間

平成22年6月1日から平成24年3月31日まで（1年10月間）

⑥ 選考基準、選考方法及び選考結果の概要

・選考基準

埋蔵文化財の発掘調査とその成果を埋蔵文化財行政に効果的に反映するための専門的な知識経験を有すること

・選考方法

専門試験：文化財主事に必要な専門的知識についての筆記試験

論文試験：公務員として必要な識見、思考力等の能力についての筆記試験

実技試験：土器の実測図に関する実技試験

人物試験：個別面接による人物及び専門的知識についての口述試験

・選考結果

受験者2名中1名合格

⑧ 予定する職務の級及び号給

教育職（2）2級95号給

(5) 議案第5号

人事委員会規則の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり改正することに決定した。

【説明】

① 規則の名称

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則

② 改正概要

ア 勤勉手当に係る勤務期間から除算される病気休暇等の期間の算定に当たっては、当該病気休暇等の期間から、割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間を指定された日を除外することとする。

イ 施行期日は、公布の日とし、適用日は平成22年4月1日とする。

(6) 報告第1号

「2010年度 賃金、労働条件改善に関する要求書」について、事務局が説明した。

【説明】

5月12日（水）、職員団体の代表から要求書を受け取ったので、報告するもの。

また、当日は、人事委員との面会機会がいただきたいことと早期回答を要望され、面会の可否、回答の要否・方法等も含めて、報告時に相談する旨回答している。

【質疑】

委員

面会は大まかな重点項目を整理するというのが目的。

この春要求の回答は、その聞取状況を踏まえて。

(7) 協議等事項

ア 人物試験の見直しについて

イ 全人連公平審査研修会の研究テーマの回答について

ウ 不利益処分報告の取扱いについて

エ 県職員給与のあり方に関する知事部局等との意見交換の実施について

オ 教育職給料表一本化に係る教育委員会の取組現況について

カ 平成21年度時間外勤務の実態調査結果等について

7 次回の人事委員会の開催
---------------

平成22年5月28日（金）午前10時00分から開催することとした。